

## 春日部市長等の給料の額の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から同年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、市長等の給料を減ずる措置を講ずることについて、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）等の特例を定めるものとする。

(春日部市特別職の給与に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、春日部市特別職の給与に関する条例（第3項において「特別職給与条例」という。）第1条に規定する市長及び副市長に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる特別職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 市長 100分の20

(2) 副市長 100分の10

2 特例期間においては、市長の退職の日の属する月における給料月額（新たに市長となった者の給料月額を除く。）の支給に当たっては、前項の規定は、適用しない。

3 特例期間においては、特別職給与条例第5条第1項に規定する期末手当の支給に当たっては、第1項の規定にかかわらず、その算出の基礎となる給料月額を減額しないものとする。

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号。次項において「教育長給与条例」という。）第1条に規定する教育長に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、教育長給与条例第5条第1項に規定する期末手当の支給に当たっては、前項の規定にかかわらず、その算出の基礎となる給料月額を減額しないものとする。

(春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、春日部市水道事業管理者の給与等に関する条例（平成17年条例第201号。次項において「水道事業管理者給与条例」という。）第1条に規定する水道事業管理者に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、水道事業管理者給与条例第4条第1項に規定する期末手当の支給に当たっては、前項の規定にかかわらず、その算出の基礎となる給料月額を減額しないも

のとする。

(春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、春日部市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成20年条例第35号。次項において「病院事業管理者給与条例」という。）第1条に規定する病院事業管理者に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、病院事業管理者給与条例第4条第1項に規定する地域手当及び病院事業管理者給与条例第7条第1項に規定する期末手当の支給に当たっては、前項の規定にかかわらず、その算出の基礎となる給料月額を減額しないものとする。

(端数計算)

第6条 この条例の規定に基づく給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(春日部市長等の給料の額の特例に関する条例の廃止)

2 春日部市長等の給料の額の特例に関する条例（平成25年条例第4号）は、廃止する。